

# 広報 しらたか

おしらせ版

## 町の人口

3月1日現在

人口	16,772人 (-8)
男	8,192人 (+3)
女	8,580人 (-11)
世帯	4,723戸 (-4)

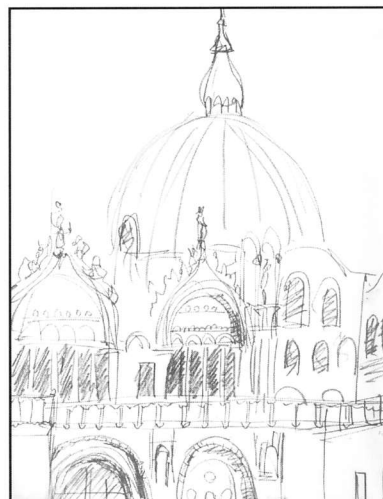
( ) は前月との比較

4月の業務時間延長日  
4/3,10,17,24

## 中央公民館展示案内

### ● 1階ロビー

美術コーナー① 4月3日から5月31日まで  
**故・梅津五郎画伯のデッサン画を展示します。**  
 町に寄贈していただいた作品です。



美術コーナー② 3月に引き続き4月30日まで

**「木目込み人形作品展」**  
 木目込み教室と扇葉会の皆さんの作品  
 代表 千葉君子さん(荒砥乙)

### ● 1階フロア

書 「杪秋獨夜・在家出家」  
 嶋林旭峰さんの書です。

### 18年度展示作品の募集

## 皆さんの作品を展示・発表してみませんか？

中央公民館では、美術コーナーや文化実習室等に作品を展示していただけるかたを募集しています。個人でもグループでもどなたでも結構です。展示してみたいと思うかたは、ぜひご連絡ください。たくさんのお申し込みをお待ちしています。

◆申込・問い合わせ 中央公民館 (☎85-6143)

## ギャラリーあんない

● 鮎貝地区公民館ギャラリー  
 (開催日:月~土曜日)  
 「キルトサークルみやま作品展」  
 代表 須田孝子さん(深山)  
 パッチワークタペストリーの展示  
 (3月31日まで)

「JA女性部活動作品展」  
 代表 芳賀きちさん(高岡)  
 (4月3日から28日まで)



# 3.22

MAR  
2006  
NO. 941

# 介護保険料が変わります

介護保険制度の見直しについて、「広報しらたか」2月10日号でお知らせしましたが、見直しを進めていた平成18年度から20年度までの65歳以上のかたの介護保険料が決まりましたのでお知らせします。この町に住む一人ひとりが、「自分の健康は自分で守る」意識を高め、健康づくりを進めるための支援や、介護が必要なかたに適切なサービスを提供するための大切な財源となります。介護保険制度に対するみなさまのご理解とご協力をお願いします。

## 介護保険の被保険者

介護保険の被保険者は、町内に住所を有する40歳以上のかたです。被保険者は、年齢により次の2種類に分けられ、保険料の納め方も違います。

### ○第1号被保険者

町内に住所を有する65歳以上のかたは、介護保険の第1号被保険者となり、町で定める所得段階別の保険料を年金からの天引きや納付書により納めていただきます。今回町が見直したのは第1号被保険者の保険料です。

### ○第2号被保険者

町内に住所を有する40歳以上65歳未満のかたは、介護保険の第2号被保険者となります。保険料は、ご自身の加入する健康保険・国民健康保険

等の医療保険料として納めていただいています。

## 保険料見直しの理由

介護保険法では、町が定める第1号被保険者の保険料について、3年を単位とした事業運営期間ごとに、介護保険事業計画に基づき、財政の均衡を保つことができようように設定することとされています。平成12年度から施行され、3回目の見直し時期にあたります。今回の見直しでの保険料の主な上昇要因として、①高齢者の「高齢化」、②地域支援事業の創設があげられます。

### ①高齢者の「高齢化」

町の高齢者（第1号被保険者）数に大きな変化はありませんが、65歳以上75歳未満の前期高齢者数を、75歳以上の

後期高齢者数が上回り、その傾向が今後も続きます。病气やけがが原因で認定を受けられるかたに加え、老化が引き起こすさまざまな要因で認定を受けられるかたの増加が予測され、このことに伴うサービス利用の増加が見込まれます。

### ②地域支援事業の創設

先月の「広報しらたか」でもお知らせしましたが、介護保険制度をより予防重視型の制度へと転換し、将来的な給付費用の増加による負担の抑制を図るため、新たに地域支援事業を創設し、介護予防事業を積極的に推進します。事業にかかる費用は介護サービス等にかかる費用の2%から3%の範囲内で、保険料と公費を財源に実施します。

## 65歳以上のかた（第1号被保険者）の保険料基準額

平成18年度から  
平成20年度までの  
保険料基準額  
年額44,400円  
(1月あたり3,700円)

平成17年度までの  
保険料基準額  
年額36,000円  
(1月あたり3,000円)



## 保険料の決まる仕組み

### 第1号被保険者から見た保険料の仕組み

第1号被保険者から見た保険料の仕組みは、まず向こう3年間の第1号被保険者数と、要介護等認定者数及び介護予防事業等の対象者数の推計を行います。その数値をもとに、これまでの給付実績

## 平成18年度～20年度までの被保険者数等の見込み

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成17年度 (見込み)
第1号被保険者	4,870人	4,866人	4,900人	4,894人
うち	要介護等認定者	882人	905人	840人
	予防事業対象者	122人	161人	222人
参考：総人数	16,637人	16,438人	16,292人	18年度から実施 16,844人
介護サービス・予防サービス等にかかる総費用	12億8,999万円	13億3,930万円	14億0,323万円	12億1,558万円
3年間の総費用	40億3,252万円			
総費用のうち、第1号被保険者に負担いただく費用額	6億2,624万円			
第1号被保険者保険料基準の算出	※第1号被保険者は、総費用の原則19%を負担することとなっていますが、高齢化率が高いこと等による国からの調整交付金や、これまでの保険財政で積み立てられた基金を取り崩すなどにより、この3年間では15.5%の負担と見込まれます。 第1号被保険者の所得段階に応じた負担割合等をふまえ、額を決定 ↓ 44,400円/年（1月あたり3,700円）			

## 所得段階ごとの保険料年額

段 階	対 象 者	負担割合	保険料年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○高齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税のかた	基準額×0.48	21,312円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税で、かつ、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下のかた	基準額×0.48	21,312円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当する以外のかた	基準額×0.74	32,856円
第4段階	○町民税課税世帯で、本人は非課税のかた	基準額×1.0	44,400円
第5段階	○本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が150万円未満のかた	基準額×1.26	55,944円
第6段階	○本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上250万円未満のかた	基準額×1.6	71,040円
第7段階	○本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上のかた	基準額×1.8	79,920円

等をふまえ、介護サービスや介護予防事業等にかかる費用総額を算出したのち、第1号被保険者から負担したくべき必要額を算出し、所得段階に応じた負担割合等をふまえ、その額を決定します。

### 保険料は7段階

第1号被保険者のかたがたからいたたく保険料額は、基準額をもとにご本人の所得や世帯の状況に応じて7段階に分かれます。段階ごとの保険料額は上表のとおりです。なお、高齢者の非課税限度額を廃止する税制改正により、保険料段階が第4段階や第5段階となるかたについては、それぞれ保険料額にかかわらず、保険料額を段階的に引き上げる経過措置を行います。詳しくは6月の個人ごとの保険料決定の通知をさせていただきます。

### 保険料の納め方

保険料の納め方は、年金からの天引き（特別徴収）と、納付書による納付（普通徴収）の2つに分かれます。特別徴収と普通徴収どちらの納め方になるかは、年金の受給額な

どで決まります。

### ○特別徴収

特別徴収の対象となるのは、高齢・退職年金、障害年金または遺族年金の受給者で、受給額が年額18万円以上のかたです。偶数月に支払われる年金から、保険料が天引きされます。4月から8月まで（仮徴収期）の天引き額は、原則として2月に天引きされた額と同額です。10月から翌年2月まで（本徴収期）は、6月に正式に決定されるその年度の保険料額から、仮徴収期にいたたたいた保険料額を差し引いた額を分割していただくこととなります。なお、障害年金や遺族年金から天引きさせていただくことができないようになるのは、今年の10月かからになります。

### ○普通徴収

普通徴収の対象者となるのは、年金の受給額が年額18万円未満のかたや、年度の途中で65歳になるかた、転入されたかたなどです。6月を第1期として、翌年1月までの8期の納期ごとに、6月にお送りする納付書により納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。お忙し

いかたやなかなか外出ができないかたは、口座振替が便利です。指定の金融機関などに納付書、通帳、通帳届出印をお持ちいただき、お申し込みください。

### ◆介護保険料の取り扱い金融機関

山形銀行（荒砥支店・白鷹町役場出張所）、殖産銀行荒砥支店、山形中央信用組合荒砥支店、山形しあわせ銀行鮎貝支店、山形おきたま農業協同組合（蚕桑・白鷹・東根各支店）、庄内銀行長井支店、東北労働金庫長井支店（平成18年4月から）、郵便局（口座振替のみ）※年度途中で65歳になるかた、転入されたかたは、年金保険者として確認でき次第、特別徴収をさせていただきますこととなります。

ているかたが、該当する福祉用具を購入したときや住宅改修を行ったときに、費用の9割が保険給付として支給されますが、その仕組みが平成18年度から一部見直されます。

### ○福祉用具購入

これまでは購入先にかかわらず該当する用具を購入したときに保険給付されていましたが、見直しにより、「特定福祉用具販売」の指定を受けている事業者から購入したときに限り保険給付することとなります。購入するときは必ず事前に担当ケアマネジャーに相談し、購入先が指定を受けていたうえで購入してください。

### ○住宅改修

町ではこれまで原則として事前確認の上、着工いただく仕組みをとってききましたが、保険制度上はつきりと事前申請の制度に変更されます。改修を行った後で申請しても、保険給付が受けられなくなり、事前担当ケアマネジャーに相談してください。

### 要支援・要介護認定を受けられているかたへ

福祉用具購入と住宅改修費の支給サービスが見直されます。要支援・要介護認定を受け

■問い合わせ 健康福祉課 介護支援係 ☎8610213

# おしらせ

●農業委員会からのお知らせ：4月の農業委員会総会は4月25日（火）です。農地法関係の申請しめきりは4月10日（月）です。

## 白鷹町要保護児童対策地域協議会を設置しました

子どもたちの健やかな成長を願って白鷹町要保護児童対策地域協議会を設置しました。

町では、平成17年12月28日、「白鷹町要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

この協議会は、町内の要保護児童を適切に保護し、関係機関・団体、児童福祉関連の仕事を従事されているかたがたが、密接に連携し、互いに協力し合うことにより、白鷹町の未来を担う児童の健やかな成長を支えていくことを目的としています。

児童虐待などの予防や早期の発見・対応に努めていきます。※協議会の構成員に対しては、守秘義務が課せられています。

■問い合わせ 健康福祉課児童係（☎8610212）

## 紅花を植えてみませんか種を差しあげます

白鷹での紅花生産が復活を遂げ十数年。初夏の町の花として定着し、紅花まつりも年々盛大になっていきます。

地域のかたがたやボランティアの皆さんの協力により植栽されていますが、さらに紅花畑を増やしていきたいと考えています。

このたび、白鷹紅の花を咲かせる会の協力を得て、皆さんに

■問い合わせ 農業委員会農地調整係（☎8516128）

紅花の種を差しあげます。今年も、紅花が彩る7月に「全国農村アムニティ協議会総会」が開催され、全国からたくさんのお客様がいらつしやいます。町内を紅花でいっぱいにして、お迎えしませんか。ご希望のかたは、ご連絡ください。

▼量 1人50グラムまで

▼対象 紅花を町内に栽培されるかた

■問い合わせ 産業振興課観光交流係（☎8516126）

## 町営バス停留所の移設のお知らせ

国道287号工事に伴い、町営バス「荒砥・大瀬線」の荒砥駅前バス停を仮設道路上に移設しました。

\*道路を横断するときは横断歩道をご利用ください。

■問い合わせ 政策改革課政策企画係（☎8516123）

## 固定資産の評価額を縦覧します

平成18年度固定資産の評価額などを次の日程で縦覧します。

この縦覧は、平成18年度の固定資産税を課税する基礎となる土地、家屋、償却資産の評価額や面積などを確認していただくもので、納税者の皆さんの大切な権利の一つです。

## 第3回鮎貝さくら祭り

地域のかたがたの手づくりによる「鮎貝さくら祭り」を開催します。

いつ 4月16日（日）

午前10時～

▼どこで スポーツ公園広場（児童公園側）

\*雨天時は就業構造改善センター内で行います。

▼内容 売店、踊りや太鼓、バンド演奏など

■問い合わせ 鮎貝さくら祭り実行委員会事務局（鮎貝地区公民館・☎8512342）

## 白鷹パークゴルフ場がオープンします

いつ 4月1日（土）

▼プレイ料  
①こぶし・さくらコース  
一般500円、会員300円  
子供250円

②あやめコース  
大人2000円、子供1000円  
貸し用具 一般3000円、会員3000円、子供2500円  
\*初心者用「あやめコース」オープン日は4月8日（土）オープンの予定です。

## 【4月の学校給食献立表】

日曜	献立名
10月	ごはん 牛乳 厚焼きたまご ほうれん草のミモザソテー 豆腐のみそ汁 納豆
11火	ごはん 牛乳 チキンメンチカツ 大豆入りひじき煮 野菜いっぱいスープ ミニトマト
12水	コッペパン 牛乳 えびグラタン きんぴらカレーポテト 華風コーンスープ マーメイド&マーガリン
13木	ごはん 牛乳 甘塩さけ焼 野菜のおかかあえ 具だくさん汁 美生柑
14金	親子どんぶり 牛乳 キャベツのマリネ なめこのみそ汁
17月	●入学進級祝い献立● 赤飯 牛乳 チキンソテーのワインソースかけ ひやしる すまし汁（紅白はんぺんあられ） いちご大福
18火	ごはん 牛乳 ほっけ一夜干焼 ひじきの中華ソテー キャベツのみそ汁 ビビチーズ
19水	食パン 牛乳 豚肉のパンソテー キャベツ・ほうれん草のアーモンド和え ビーフンスープ リンごジャム
20木	チキンカレー 牛乳 味付けゆでたまご グリーンサラダ
21金	ごはん 牛乳 ししゃも焼き じゃがいものベーコン煮 五目汁 野菜ふりかけ
24月	●お花見献立● ごはん 牛乳 鶏肉のレモン漬 海藻サラダ たまごスープ
25火	ごはん 牛乳 いわしの梅醤油煮 3色ごま和え 厚揚げのみそ汁 甘夏柑
26水	コッペパン 牛乳 ドライカレー ポパイサラダ フルーツポンチ
27木	ごはん 牛乳 和風ハンバーグ 中華サラダ 春野菜スープ
28金	ごはん 牛乳 スコッチエッグ 温野菜サラダ 若竹汁

## 【初心者講習会のご案内】

いつ 4月16日（日） 午前10時～正午

▼どこで 白鷹パークゴルフ場

▼対象 小学生以上どなたでも参加できます。

▼締め切り 4月10日（月）

\*参加料、用具代ともに無料

■申込・問い合わせ パレス松風（☎8511001）

## ちょうりじょうゆうびん

～おしらせ版～

春らしい陽気になってきました。4月には、それぞれ新しい環境に変わり、子どもたちも進級することで「食べてほしい量」も変わってきます。また、新1年生の給食の始まりでもあるので、無理なく給食に溶け込んでほしいと思いながら献立をつくりました。和やかな雰囲気の中で味わってもらえるのではないのでしょうか。4月の献立は、入学・進学のお祝い、お花見献立を考えています。町内のお菓子屋さんにつくっていただけ好評の「いちご大福」や、桜の花びら入りのお花見献立で、春を感じてもらいたいです。

このほか、調理場では、郷土の食文化や行事、町内産食材について、献立をもとに教育できるような給食づくりを年間通して行っています。計画に沿って献立に関連した食材を使い、そして子どもたちに伝えたい内容は、給食時に各クラスで読んでもらえるよう『ちょうりじょうゆうびん』としてコメントを添えています。週1枚程度のゆうびんですが、興味を持って読んでくれる子どもたちが多く、わたしたちも喜んでいきます。

## 今月のおらほの食材

町内産 ねぎ・ごぼう・打ち豆・いちご大福  
県内産 なめこ

図書館だより

■町内出版物の紹介

◇『少年と戦争』奥山龍雄 著

昭和初期に過ごした子供時代は原風景であり原体験である。それを忘れることは、自分の生涯を否定することだ。だからその話をする。と作者は言う。そうして生まれたこの本には太平洋戦争直後までが述べられている。

当時の下山の自然や風習、養蚕を中心とした仕事と暮らしなど、その克明な記憶と記録は、まるで掌で時間をすくい上げたようである。お係さんによる表紙絵と題名がかわいい。

■今月の新刊

ここに掲載しているものは一部です。町ホームページでも紹介しています。

書名	著者名	出版社
悪魔の手紙	C.S.ルイス	平凡社
暁けの蛍	朝松 健	講談社
麻原彰晃の誕生	高山 文彦	文芸春秋
足腰の悩み	林 泰史	ナツメ社
生き延びるための思想	上野千鶴子	岩波書店
円を創った男	渡辺 房男	文芸春秋
おなかの悩み	大谷 剛正	ナツメ社
お腹召しませ	浅田 次郎	中央公論新社
KAIKETSU! 赤頭巾侍	鯨 統一郎	徳間書店
会社の値段	森生 明	筑摩書房
がん常識の嘘	渡辺 亨	朝日新聞社
心の悩み	渡辺 登	ナツメ社
古文書はこんなに魅力的	油井 宏子	柏書房
ずっと使いたい、和の生活道具	藍野 裕之	地球丸
足道養生法	長沢 陽	創元社
挑戦者(チャレンジャー)	大藪 春彦	徳間書店
中国の血	ピエール・アスキ	文芸春秋
七姫幻想	森谷 明子	双葉社
布に描く糸模様	秋山 祐子	文化出版局
熱血! ジャージ校長奮闘記	鈴木 高弘	小学館

第228回 おはなしの会

4月1日(土) 午前10時より 図書館にて  
みなさんおいでください。  
楽しい本を準備して待っています。

■4月の休館日 3. 10. 16. 24

白鷹町立病院からお知らせ  
4月から整形外科診療が変わります

今まで、整形外科は毎日の診療でしたが、平成18年4月から週2回の診療になります。毎日の診療ができなくなり、ご不便をおかけいたします。

●診療日 毎週水曜日・金曜日

●受付時間 午前8時30分～11時30分

\*白鷹町立病院の診察券(カード)をお持ちのかたは、午前7時30分から自動受付機で受付できます。

●診療医師 山形大学医学部整形外科医師

\*皮膚科診療については、3月より毎週金曜日の午後に行っています。

■問い合わせ 白鷹町立病院 (☎85-2155)

平成18年度くりえいと工房再生品の提供

粗大ごみとして搬入された自転車や家具を修理再生し、期間を定めて展示・提供を行います。置賜在住のかたであればどなたでも応募できますので、ぜひお越しください。

	展示期間	抽選日 (時間午前10時)	引取期限
第1回	4月1日(土)～5月13日(土)	5月16日(火)	5月27日(土)
第2回	6月1日(木)～7月15日(土)	7月19日(水)	7月29日(土)
第3回	8月1日(火)～9月2日(土)	9月5日(火)	9月16日(土)
第4回	10月3日(火)～12月2日(土)	12月5日(火)	12月16日(土)

▼展示場所 千代田クリーンセンター(高島町)

▼時間 午前9時～午後4時(日曜・祝日を除く)

▼提供品 自転車20台 家具類10点(1回あたりの予定数)

▼応募方法 備え付けの申込用紙による。

\*一世帯につき、自転車・家具それぞれ1点まで申し込みできます。

\*複数のかたから申し込みがあった場合は抽選となります。

■申込・問い合わせ 千代田クリーンセンター施設第2係  
(☎0238-57-4004)

危険物取扱者試験及び  
準備講習会

【危険物取扱者試験】  
▼試験期日・試験地  
第1回 6月10日(土) 米沢市  
山形市ほか  
第2回 6月24日(土) 長井市  
寒河江市ほか  
▼試験の種類 危険物取扱者  
甲種、乙種(全類)、丙種  
▼願書受付期間  
第1回 4月17日(月)～26日(水)  
第2回 5月8日(月)～17日(水)  
▼願書提出先 〒990100  
25 山形市あこや町3151  
40 田代ビル2階 消防試験研究

11時30分  
②ワヒネ(45歳以下)  
第1・3火曜日 午後7時～  
8時30分  
③ホヌ(年齢不問)  
第2・4火曜日 午後7時～  
8時30分  
※4月のみ、全部門とも4日(火)、11日(火)の活動日となります(時間は同じです)。  
▼場所 中央公民館  
▼対象 フラに興味があるかた  
フラを始めようと思っっているかた(年齢不問)  
▼会費 1カ月2000円(その他、レッスン用スカートやテープ代など必要)  
■申込・問い合わせ フラサークル「Lealea」(レアレア)代表 松下まなみ(☎0901953210047)

電話帳の回収にご協力を

NTT東日本山形支店では、4月中に順次新しい電話帳を各家庭・事業所へお届けします。その際、現在お使いの電話帳は、新しい電話帳と取り換えしますので、配達員へお渡しください。NTTでは地球環境保護として、回収した古電話帳から新しい電話帳をつくる「電話帳循環型リサイクル」を行っています。\*配達員に古い電話帳を渡せなかった場合は、後日改めて回収に伺いますので、タウンページセンタまでご連絡ください。

■問い合わせ タウンページセンタ(☎012015061309)

センター山形県支部(☎023163110761)  
【危険物取扱者試験準備講習会】  
▼準備講習会日時(場所)  
①丙種 5月26日(金) 午前9時～午後4時(南陽市役所)  
②乙種 5月25日(木)～26日(金)(2日間) 午前9時～午後4時(南陽市役所)  
▼申込締め切り 5月15日(月)  
\*受験願書、試験案内及び受講申込書は、消防本部、消防署、各消防分署にあります。  
\*試験準備講習会は第1回試験、第2回試験の受験者とも受講できます。

■問い合わせ 西置賜行政組合 消防本部予防課(☎8811797)、消防署白鷹分署(☎8515242)

母子健康手帳の交付

お母さんとお子さんの健康を守るために、妊婦さん全員に交付しています。

●随時交付しますが、保健師が留守の場合がありますので事前に電話などでご連絡ください。

●場所：健康福祉センター

赤ちゃん健診

●日程：

月日	健診	対象児
4月12日(水)	3カ月児 9カ月児	平成17年12月生まれ 平成17年6月生まれ
4月20日(木)	3歳児	平成14年10月1日～ 平成14年12月4日生まれ

●会場：健康福祉センター

●内容と受付時間

3カ月児……昼12時30分～午後1時

9カ月児……午後1時～1時20分

3歳児……昼12時30分～午後1時25分

●持ち物：母子健康手帳、バスタオル、問診票、(3カ月・9カ月児は事前に配布、3歳児は郵送) 3カ月・9カ月児健診のかたは予防接種予診票

●注意：

\*乳幼児問診票と母子健康手帳の「保護者の記録」を必ず記入しておいでください。

\*3歳児健診は郵送する問診票で指定された時間においでください。

\*待ち時間を少なくするため受付時間をずらしていますので、ご協力ください。

\*お子さんが、当日具合が悪かったり、1週間以内に人にうつる可能性のある病気(みずぼうそう、インフルエンザ、突発性発疹、とびひなど)にかかったりしたときは事前に電話などでご連絡ください。

麻しん(はしか)、風しんの予防接種は混合ワクチンによる2回接種になります

平成18年4月1日より、麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチン)による2回接種が始まります。

●対象児

平成18年4月1日以降1歳になられるお子さん、または平成18年中に2歳になり麻しん及び風しんともに未接種のお子さん

●接種期間

1期：1歳から2歳に至るまでの1年間  
2期：小学校入学前の1年間

●受け方

医療機関に事前に予約をする個別接種で、白茶色の予診票を使用します。

\*2歳を過ぎ、麻しんまたは風しんを未接種のお子さんは、有料となりますのでご了承ください。不明な点は気軽にご相談ください。

●問い合わせ先

健康福祉課健康推進係 (☎86-0210)

各種相談

●すこやか子ども何でも相談

お子さんの健康や育児のことなど

●健康相談

赤ちゃんからお年寄りまで、体や心の健康に関すること全般

\*随時相談をお受けしています。

総合検診(4月)

月日	場所	対象町内
4月26日(水)	健康福祉センター 【女性の日】	蚕桑・十王・滝野・萩野・浅立地区の女性

●受付時間

午前7時30分～9時30分

●料金

検診	対象	金額
結核検診	65歳以上	無料
肺がん検診	40～64歳	600円
基本健診	19～29歳	5,000円
基本健診	30～39歳	3,000円
基本健診	40～69歳	2,300円
基本健診	70歳以上	1,000円
胃がん検診	40～69歳	1,600円
胃がん検診	70歳以上	1,000円
大腸がん検診	全員	700円
肝炎ウイルス検診	全員	1,000円

●対象者

結核検診

…昭和17年4月1日以前に生まれたかた

肺がん検診

…昭和17年4月2日～昭和42年4月1日に生まれたかた

基本健診

…昭和63年4月1日以前に生まれたかた

胃がん・大腸がん

…昭和42年4月1日以前に生まれたかた

肝炎ウイルス検診

…今年度中に40、45、50、55、60、65、70歳になられるかた

愛のかたち「献血」にご協力ください  
広げよう、献血の輪！

●全血 (200cc、400cc)

月日	時間	場所
4月26日(水)	9:30～11:30	ニクニ(巖山形工場)
	13:30～16:30	中央公民館

(中央公民館では、ライオンズクラブの会員のかたにもご協力いただきます。)

子育て支援センター  
4月のあそび広場

(時間 午前9時30分～11時)

赤ちゃん広場(火曜日)

▼会場 健康福祉センター

4日、11日、18日、25日

すこやかあそび広場

▼会場 健康福祉センター(木曜日)

6日、13日、20日、27日

▼会場 鮎貝地区公民館(金曜日)

7日、14日、21日、28日

地区広場(月曜日)

10日 蚕桑地区公民館

17日 東根地区公民館

24日 萩野ふれあい館

■問い合わせ 健康福祉課 子育て支援センター (☎86-0212)

生活相談所の相談日

3月29日(水) 一般相談

4月5日(水) 弁護士相談並びに一般相談

4月12日(水) 一般相談

4月19日(水) 行政相談

4月26日(水) 一般相談

▼会場：老人福祉センター

▼時間：午前10時から午後3時まで

▼弁護士：安部 敏さん

\*弁護士相談は前日までに要予約、午後1時35分から3時35分まで。相談は無料。

■問い合わせ

白鷹町社会福祉協議会 (☎86-0150)

「結婚相談室」の開設

▼いつ 4月11日(火) 午後3時～7時

▼どこで 老人福祉センター

▼相談料 無料

\*事前に連絡があれば、相談時間など調整します。プライバシー厳守。

■問い合わせ

産業振興課商工振興係 (☎85-6136)

春の交通安全県民運動

～交通事故増加！だから交通マナーアップ～

◎期間 4月6日(木)～15日(土)

◎運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

◎運動の重点

①自転車の安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故や対歩行者事故を防ぐため、夜間の無灯火や二人乗りはやめ、携帯電話は使用しないなど、きまりやマナーを守りましょう。

②シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故の発生時の被害を軽減するため、運転者、後部座席を含む同乗者はシートベルト(チャイルドシート)をしっかりと着用しましょう。

③交通マナーアップの推進

子どもや高齢者を交通事故から守るため、焦りや急ぎの運転はやめ、信号交差点では「観る・知らせる・やさしい運転」を行いましょう。

■問い合わせ 役場総務課生活安全係 (☎85-6122)